

4 教保第 1 3 1 8 号
令和 5 年 3 月 2 4 日

各教育事務所・支所長
各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会保健体育課長

「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について
(通知)

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和4年10月28日付け4教保第801号「教育活動の実施等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、適切に取り組んでいただいているところです。

このたび、令和5年3月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下「マニュアル」という。)の改訂(2023.4.1Ver.9)を踏まえてガイドラインを改訂し、4月1日から適用することとしました。

主な改訂内容は、別紙のとおりです。

各学校におかれましては、本ガイドラインを基に、引き続き適切な対応をお願いします。

また、別添のとおり資料を作成しましたので、教職員や保護者、児童生徒に配布してください。

教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に対し、参考としていただくよう周知してください。

担当 振興・保健グループ (宍井)

電話 052-954-6793 (ダイヤル)

担当 給食グループ (小田)

電話 052-954-6839 (ダイヤル)

E-mail : hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp

令和4年11月1日版ガイドラインからの主な改訂内容について

1 「地域の感染レベル」の考え方を削除

レベル別に記載されていた部分については、「レベル1」の記載をベースに、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂内容を反映させた。

2 マスク着用の考え方の見直し

- 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用を推奨する。
- 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。
- 感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることが望ましい。

3 効果的な換気の実施

- 適宜CO₂モニタにより二酸化炭素濃度を計測し、十分な換気が確保できていない場合は、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機などによる補完的な措置を講じる。

4 給食等の食事をする場面における対策

- 児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保できない場合は、机を向かい合わせに配置しない。
- 「黙食」は必要ないが、食事中は大声での会話を控えるよう指導する。

5 儀式的行事等の学校行事における留意事項

- マスクの着用を求めないことを基本とし、国歌・校歌の斉唱等を行う時は前方1 m程度、左右50 cm程度を目安とした距離を確保する。
- 感染症対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選、時間の短縮を行う必要はない。

6 出席停止の対象者（いわゆる「濃厚接触者」）について

マスク着用の有無に関わらず、「手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者」が出席停止の対象となる。

7 臨時休業の判断基準

- 「感染者が3名以上判明した場合」を削除。
- 特別支援学校について、いわゆる「濃厚接触者」を判断基準に含めないこととする。

教育活動の実施等に関するガイドライン (令和5年4月1日版)

このガイドライン(令和5年4月1日版)は、感染状況の変化や、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類相当に変更されることを踏まえ、令和4年11月1日版を改訂したものです。

なお、各学校においては、このガイドラインを踏まえて、児童生徒等の実態や地域の実情、最新の情報等に応じ、行動マニュアル等を見直すなどの対応も可能です。

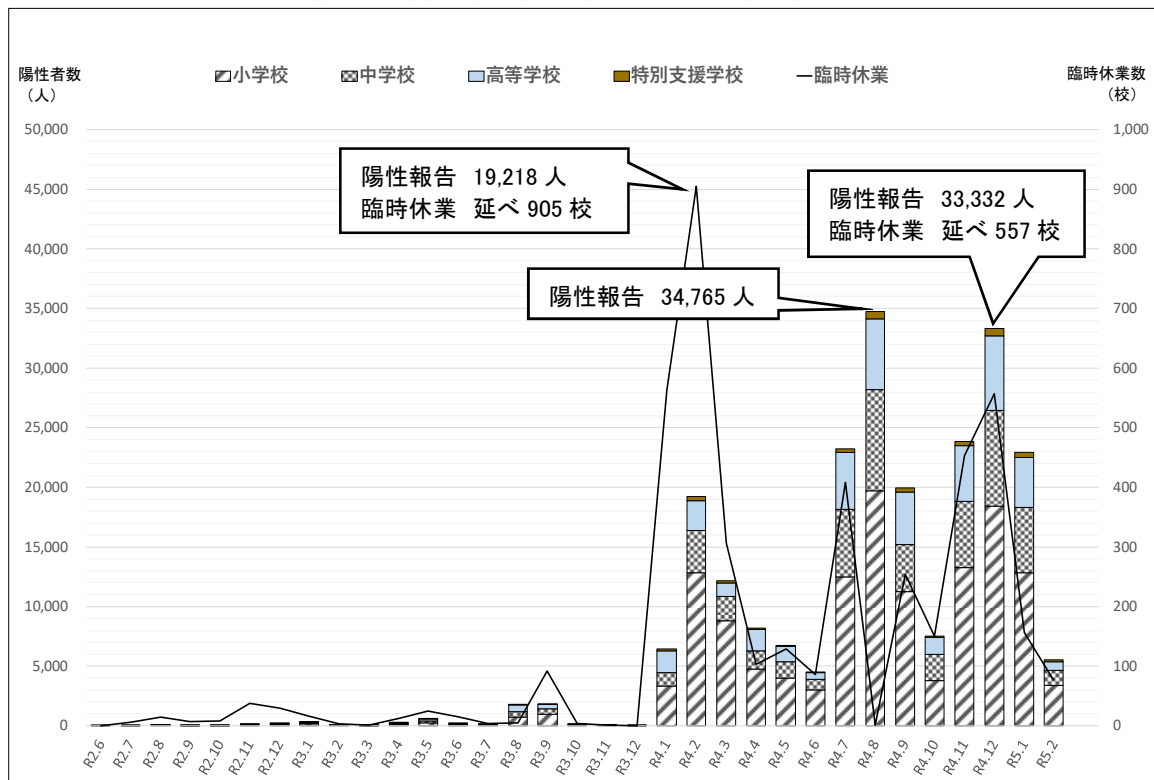
1 本県における公立学校関係者（名古屋市立を除く）の感染状況

(1) 児童生徒・教職員の感染及び臨時休業の状況

令和4年6月下旬以降の急激な感染拡大（第7波）は10月に一時小康状態となったが、同月下旬以降に第8波となる感染拡大が再び発生した。その影響により、12月の陽性者数は33,332人となり、それまでの最大値であった8月の34,765人に次ぐ数となった。一方、臨時休業については12月に557件となり、実施基準の見直し以降の最大値となった。

令和5年1月中旬以降は、陽性者、臨時休業ともに減少している。

○児童生徒及び教職員の陽性報告者数及び臨時休業数の推移（月単位）



(2) 同時に多くの感染者が確認された事例の状況

感染経路に関連があると考えられる多数の感染者が確認された事例としては、部活動関連や学級内のほか、校外での生徒同士のカラオケや会食、またデイサービス等放課後の事業に係る事例などが報告されている。

感染リスクを下げるため、部活動の実施にあたっては、部室の利用時やミーティング、準備や後片付け時なども含めて適切な感染防止対策を講じること、放課後や休日の学校外における個人の行動においても、感染防止対策について自ら留意するよう児童生徒に指導することが重要である。また、デイサービスや放課後児童クラブ等との連携体制を整えておくことも重要である。

2 基本的な感染症対策の考え方

(1) 基本的な感染症対策の実施

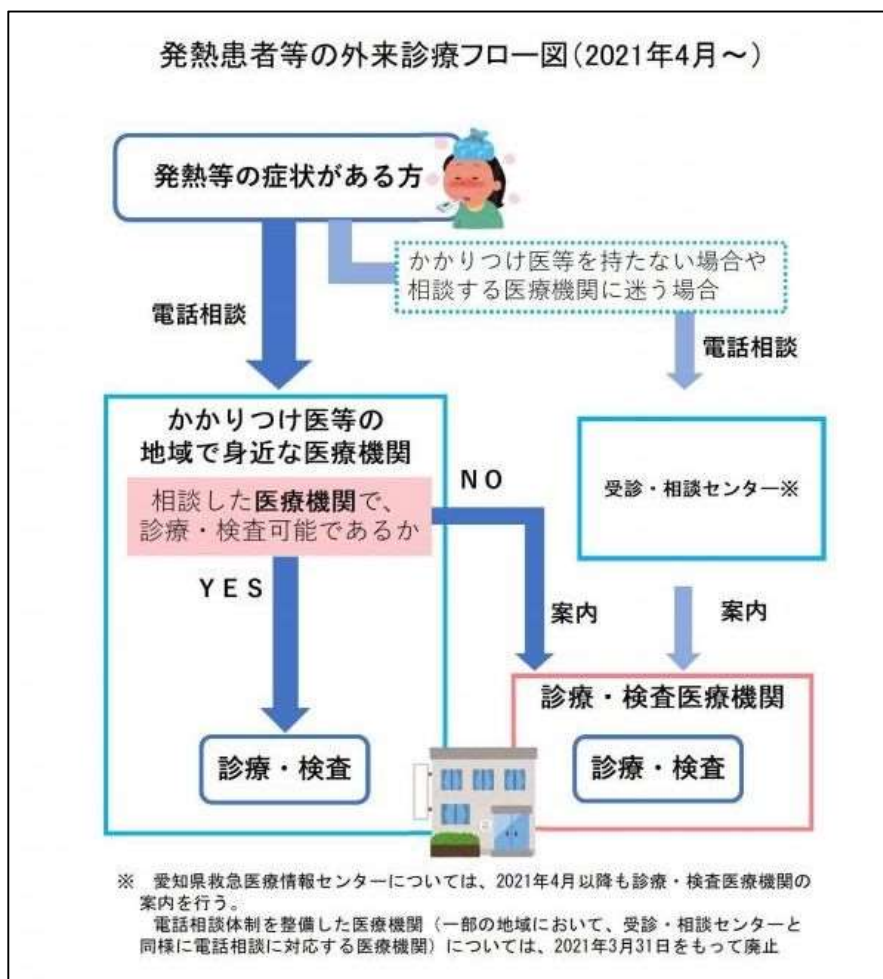
家庭と連携しながら、健康観察や基本的な感染症対策を徹底する。

ア 学校においては、「感染源を絶つ」こと、学校内にウイルスを持ち込まないことが重要である。具体的には、児童生徒等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、登校を控えるよう指導し、かかりつけ医等へ相談のうえ、受診するよう勧める。（「発熱患者等の外来診療フロー図」参照）

全ての児童生徒等及び教職員は、登校・出勤前に毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時に教職員が検温及び健康観察を行う。

イ 引き続き、こまめな手洗い（登校後、活動の前後、食事の前後、トイレ後、清掃後、帰宅前）や換気、咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を指導する。なお、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないよう指導する。

ウ 身体全体の抵抗力を上げるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。



(2) 「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける

「3つの密」が重なった場所は、集団感染発生リスクが高い。3つの条件が重なる場を避けることはもちろんのこと、可能な限り1つ1つの条件が発生しないよう配慮をする。

ア 「密閉」の回避（換気の徹底）

窓やドアをできるだけ開放し、換気の悪い密閉空間をつくらない。雨の日や暑い日・寒い日、エアコンを使用する場合についても、教室の天窗や2方向の扉・窓を開け、常に空気の流れをつくる。

イ 「密集」の回避（身体的距離の確保）

教室の児童生徒等の机の間隔をできるだけ広くとり、座席間には触れ合わない程度の距離を確保する。

ウ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、混雑した電車・バスを利用する場合や、校外学習等において医療機関・高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、マスクの着用を推奨する。

基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望する者や、健康上の理由により着用できない者もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒等の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。

(3) 保健管理体制の整備と教室・授業環境の整備

学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携体制を整え、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の保健管理体制を確立する。

ア 定期的に開催される学校保健委員会を活用したり、電話等により指導助言を受けられるようにしたりするなど、学校医・学校歯科医・学校薬剤師から適宜指導助言を受けられる体制を整える。

イ 手洗い場には、石けん（可能であれば、液体石けん）を設置する。

ウ 流水と石けんで丁寧に（約30秒）手洗いすることで、十分にウイルスを除去できるため、指導を徹底する。

ただし、流水で手洗いできない場合は、手指消毒液も有効であるため、可能な限り、教室付近に設置することが望ましい。

エ 用具や物品の共用は、可能な限り避ける。共用を避けることが難しいものは、使用前後の手洗いを徹底させる。

(4) 消毒の方法等

ア 通常の清掃活動の中に、ポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

イ 消毒を行うにあたっては、使用する消毒液の新型コロナウイルスへの有効性

や安全性、使用方法等を取扱説明書や製品の表示等でよく確認のうえ、学校薬剤師と連携しながら適切に行う。

ウ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等）は、1日1回程度、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を用いた拭き掃除を行うことで、消毒に代える。これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。

なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。

(5) 給食（調理・配膳）

「学校給食衛生管理基準」に加え、以下の点にも留意する。

なお、食事中の留意点は、「3（4）昼食等」によることとする。

ア 給食当番の健康観察とその記録をする。

イ 給食当番用エプロンは、他人と共用しないこととし、次の人が使用する前に必ず洗濯するよう指導する。

ウ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送車職員を含む。）、寄宿舎の調理員、学校給食業務委託業者等は「検温、咳、倦怠感等」を確認し、個別健康観察記録票に記録する。

エ 学校給食用食材納品業者（牛乳、パン、ごはん、麺、直送品業者を含む。）の納品時には、「検温、咳、倦怠感等」を確認し、記録する。

オ 食事介助で対象とする児童生徒等が代わる場合は、その都度、手洗い又は手指消毒を行う。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について※¹

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤※ ²	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水※ ³	亜塩素酸水※ ¹
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため） 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照（別添資料10） 	<ul style="list-style-type: none"> 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 拭き掃除には有効塩素濃度80ppm以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度35ppm以上のものを使用 汚れをあらかじめ落としておく 拭く対象物に対して十分な量を使用 流水で掛け流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う きれいな布やペーパーで拭き取る 	<ul style="list-style-type: none"> 有機物が存在する環境下での使用が想定されている 【清拭する場合】 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと）する その後、水気を拭き取って乾燥させる 【浸漬する場合】 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる 【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上の溶液をまく（数分以上置くこと） ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする				
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける。 換気を十分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（別添資料8） 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない 換気を十分に行う 噴霧は絶対にしない 児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用法」参照（別添資料11） 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しない 換気を十分に行う 直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

- ※¹ 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。
「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ※² 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
・別添資料9「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト(2021年10月31日版)」
(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>))
- ※³ 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

(6) 心のケア

- ア 児童生徒等の心のケアは、引き続き重要な課題となっているため、担任等が努めて個々に対する声かけを行う。
- イ 担任等は、学年団をはじめ、養護教諭や教育相談係と常に情報共有し、教育相談委員会等を設け、適切に対応できる体制を整える。
- ウ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を密にする。
- エ 学校外の相談機関として、「よりそいチャット」や「チャイルドライン」、「子どもSOSほっとライン24」、「愛知県精神保健福祉センター」、「愛知県総合教育センター相談室」等、児童生徒等及び保護者を対象とした相談事業の活用を勧めることも考えられる。
- オ 教職員のメンタルヘルスにも十分配慮し、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、公立学校共済組合のメンタルヘルス相談等を紹介する。

《参考》SNSによる子ども・若者の悩み相談窓口一覧

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/425677.pdf>

■SNSによる相談窓口

相談窓口 名称	対象者	相談機関	LINE	Twitter	Facebook
あいち こころの サポート相談	愛知県内にお住まいの方、 または在勤・在学の方	月曜～土曜:20時～24時 (23時30分まで受付) 日曜:20時～翌月曜:8時 (7時30分まで受付)	友だち追加 ID検索 @aichi_soudan 	ID検索 @aichi_soudan 	ID検索 @aichisoudan 
SNS(LINE)による 人権相談 (名古屋法務局 人権擁護部)	愛知県在住の方	平日午前8時30分から午後5時15分 まで(祝日・年末年始を除く)	友だち追加 ID検索 @snsjinkensoudan 	—	—

(7) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす

感染者や濃厚接触者となった児童生徒等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意をする。

また、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう、適切に指導する。

3 日々の教育活動における感染症対策・指導

全ての教職員が共通認識を持って児童生徒等に対する感染予防教育に取り組み、学校全体で感染予防が図られるようにする。

また、どんなに感染対策をとっても感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、校内における感染の拡大を可能な限り抑えられるよう、日々の感染対策と指導を行う。

教職員の目の届かない休み時間や登下校などは学校生活における一番の感染リスクとなることから、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断しこれを避ける行動をとることができるよう、引き続き指導を行う。

(1) 登校前、登校後

ア 毎朝、保護者と協力して家庭で検温する。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、登校しないよう指導し、かかりつけ医等に相談のうえ、受診するよう勧める。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。)

家庭で検温等ができていない場合は、教職員が検温及び健康観察を行う。

イ 登校後は教室に入る前に手洗いをするよう指導する。マスクについては、混雑する公共交通機関を利用する場合は着用を推奨するが、それ以外の場面では不要とする。なお、マスクの着用を希望する児童生徒等もいることから、学校や教職員が着脱を強いることがないようにする。

(2) 朝の会

健康観察の徹底

- ・ 児童生徒等の健康状態を確実に把握する。
- ・ 毎朝提出する健康カードを用いるなど、児童生徒等が不調を申し出しやすい雰囲気や体制づくりを心がける。

体調不良者を確認した場合

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、保護者に連絡をして、自宅で休養させるよう迎えを依頼する。

安全に帰宅させるまでの間、当該児童生徒等を学校にとどまらせる場合は、他の児童生徒等との接触を可能な限り避けるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。(教職員についても同様)

児童生徒等の不安を取り除く健康相談ができる体制を整える。

(3) 授業

ア 授業と授業の間の手洗い

- ・ 全ての児童生徒等が休憩時間毎に手洗いすることが望ましいが、手洗い場の数も限られていることから、学校の実情に合わせて手洗いの指導を行う。

イ 校内で共有される用具・物品等の取扱い

- ・ 各教科担当の指導の下、児童生徒等が共用の用具・物品に触れる場合は、使用の前後に手洗いをするよう指導する。

《参考》

(「新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)」厚生労働省)
「WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしています。」

ウ 教室等の換気

- ・ 換気機能のないエアコンを使用している場合は換気が必要であるため、対角線上の2方向の窓を同時に開けて換気を行う。窓を開ける幅は、10cm～20cm程度を目安とする。また、休憩時間中には、窓や扉を大きく開けて換気を行う。なお、廊下の窓を開けることも必要である。(下記の参考を参照)
- ・ 換気の方法に関しては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」p30～p34 及び「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」(令和4年9月6日付け4教保第640号)を参照する。
- ・ 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意する。

(参考) 学校の教室における窓開け換気効率の評価

(スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション)

公立学校モデル(生徒40人、教室8m×8m、エアコン使用時)を対象に、エアロゾル感染のリスク評価を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- ・ 短時間で換気を行う場合(30分に一回などの換気を想定)には、扉や窓を広く開けることが短時間での換気に有効(モデル例の設定条件下では、各窓左右20cm開放かつ廊下側欄間全開(または前後扉40cm開放)で、100秒程度で室内空気の入れ替えができた。)
- ・ 他方、常時換気を行う場合には、扉や窓を狭く開けたとしても、廊下側と窓側を対角に開ける方法をとることにより、効率よく換気ができる(モデル例の設定条件下では、廊下側・窓側とも20cm程度の開放で、法令等で求められる一般的なオフィスの換気レベルを満たすことができる。)

令和2年8月24日発表「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」

(課題代表者 理化学研究所/神戸大学 坪倉誠)

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

出典:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

エ 「感染のリスクが比較的高い学習活動」について

「感染のリスクが比較的高い学習活動」（※）の実施にあたっては、活動の場面に応じて、以下に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。

※ 感染のリスクが比較的高い学習活動

- ・ 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
「一斉に大きな声で話す活動」 【各教科等共通】
- ・ 「児童生徒がグループで行う実験や観察」 【理科】
- ・ 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 【音楽】
- ・ 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」
【図画工作、美術、工芸】
- ・ 「児童生徒がグループで行う調理実習」 【家庭、技術・家庭】
- ・ 「組み合ったり接触したりする運動」 【体育、保健体育】

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

- ・ 児童生徒が近距離での発声を伴う活動を行う際には、可能な限り少人数のグループでの実施とし、大声での会話を控える。また、触れ合わない程度の距離を確保し、対面にならないようにする。
- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 適宜 CO₂ モニタにより二酸化炭素濃度を計測し、十分な換気が確保できていない場合は、サーキュレーターや HEPA フィルタ付き空気清浄機などによる補完的な措置を講じる。
- ・ 歌唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の演奏を行う際には、体の中心から前方 1 m 程度・左右 50cm 程度の距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控える。
- ・ 実験や観察、実習において、共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は、参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。

(4) 昼食等

- ア 児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保できない場合は、机を向かい合わせにしない。
- イ 「黙食」の必要はないが、食事中は大声での会話を控えるよう指導する。
- ウ 食事前の手洗いはもちろん、食事後も手に付着した飛沫等の接触感染を防ぐため、手洗いをするよう指導する。
- エ 食事前後は机の清拭が望ましいが、実施が難しい場合は、清潔なハンカチ等を机の上に敷き、その上で食事をするよう指導する。
- オ 机の上に清潔なハンカチ等を置き、咳やくしゃみなどで飛沫が飛びそうになったら、すぐにハンカチ等で口を押さえることができるよう指導する。
- カ 食事後の歯磨きやうがいについては、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、学校の実情に合わせて実施するよう指導する。

(5) 帰りの会、清掃

- ア 業後のS Tで児童生徒等の様子を観察し、体調不良の有無を確認する。
- イ 清掃時は、埃にウイルスが付着する可能性があるため、最大限の換気をして実施する。特に感染リスクが比較的高いトイレの清掃は、手袋の着用を徹底させ、水滴が飛び散るような清掃方法は控えさせる。
- ウ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等）は、1日1回程度、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を用いた拭き掃除を行う。これは、通常のコleaning活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。
なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- エ 清掃後は、石けんを使用して手洗いをするよう指導する。

(6) 授業後

- ア 補習を実施する場合は、授業に準じた対策をとる。
- イ スクールバスの乗車の際にも、身体的距離に留意し、過密乗車を避けるよう指導する。また、スクールバス利用者には手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに、大声での会話を控えるよう指導する。スクールバス使用後には、利用者が触れる場所を適宜消毒する。なお、運転手に対して、定期的に窓を開け、換気を行うよう指示する。
- ウ 帰宅後は、すぐに手洗いをするよう指導する。
- エ 自宅等で友人と会う場合や外出時においても「3つの密」や「大声」を避けるなど、自ら感染症対策を意識することができるよう指導する。

4 儀式的行事、運動会、文化祭等の学校行事

- 体育館等の屋内で実施する場合は、気候上可能な限り、窓や扉を開放して行う。また、可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保する。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱時、また、いわゆる「呼びかけ」を実施する時などは、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での参加人数の制限は必要ない。また、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮についても必要ない。

5 部活動

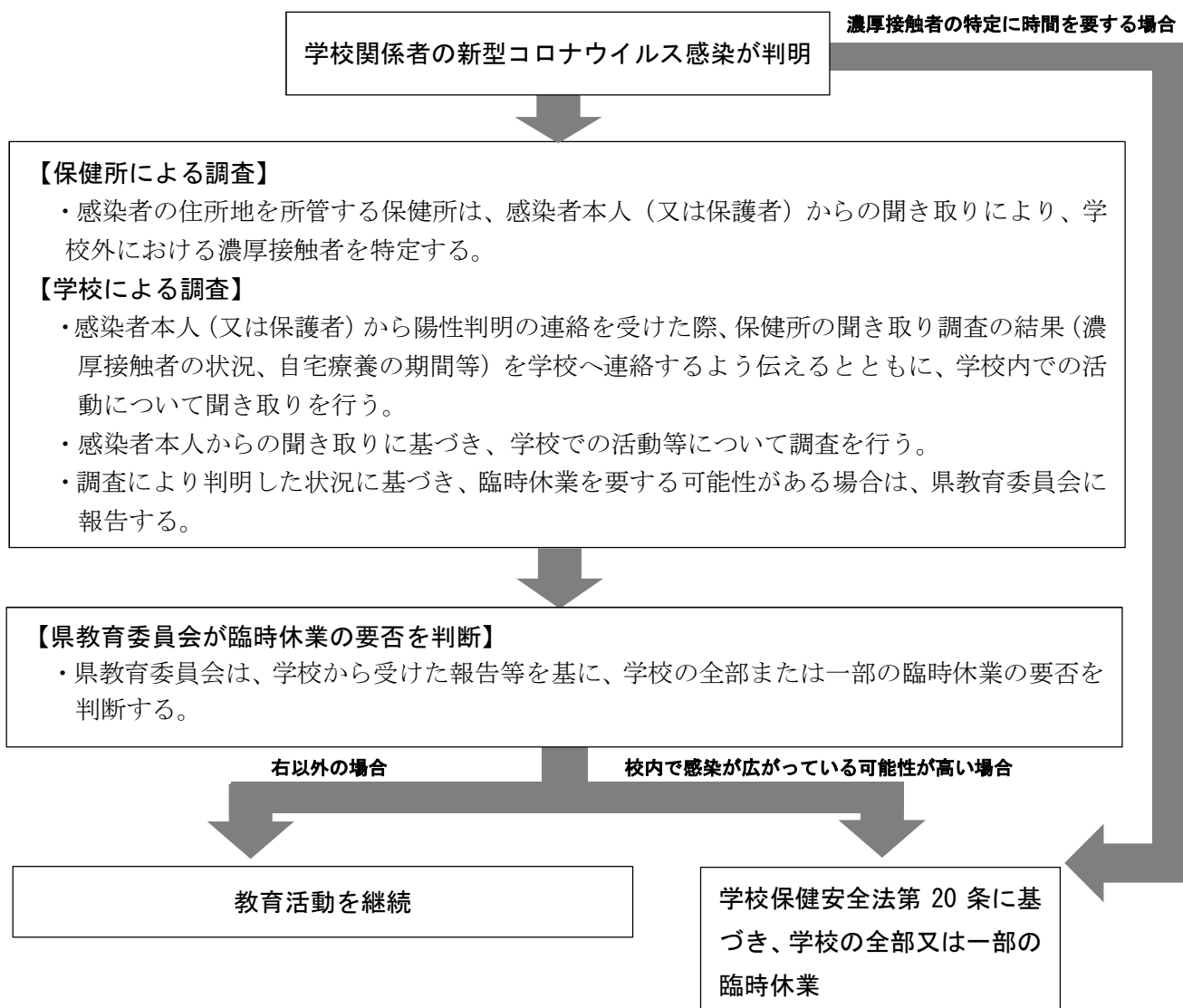
- 体育館等の屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗いなどを徹底する。
- 児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 部室等の利用にあたっては、「3つの密」を可能な限り避ける。
- 公式戦やコンクール等への参加においては、学校として主催団体とともに、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、適切な感染防止対策を講じる。
- 対外的な練習試合や合同練習、部合宿を実施する場合は、県内や地域の感染状況等を見極めながら、事前に所属校の校長の許可を得た上で実施する。また、実施にあたっては、部顧問のみで行うのではなく、学校として適切な感染防止対策を講じる。
- 部活動の実施にあたっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえる。
- 同じ部活動に所属する生徒等が食事をする際なども含め、部活動の内外を問わず適切な感染症対策を講じる。

6 学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応

(1) 感染が判明した場合の対応の流れ

県立学校において、児童生徒等・教職員に新型コロナウイルスの感染が判明した場合の対応の流れは、下図のとおりである。

<対応の流れ>



(2) 出席停止の対象者

次の場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席の扱いとはしないこととする。

ア 学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止とする場合

- ・ 感染が判明した者
- ・ 感染者の濃厚接触者に特定された者
- ・ 学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等（濃厚な接触をした可能性がある者）
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状（※）がみられる者
※ 症状が軽微である場合等については、地域の感染状況や花粉症をはじめとする持病の有無など、個別の状況に応じて適切に判断する。

イ 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

(3) 臨時休業の判断基準

ア 一部臨時休業（学級閉鎖）

直近の 3 日間で次のいずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ・ 感染者及び発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある者が、合わせて学級の 15%以上いるとき
- ・ その他、設置者が必要と判断したとき

イ 一部臨時休業（学年閉鎖）

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

ウ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

(4) ICT の活用等による学習指導

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、ICT を最大限活用するなどして学習指導と学習把握を行う。